

議案第 4 4 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 1 2 年板橋区条例第 1 0 号）の一部を
次のように改正する。

別表 8 9 の項を次のように改める。

89 削除		
-------	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

ふぐ加工製品取扱届出済票の交付手数料等を廃止する必要がある。